（空港・防災課の所掌事務）

第六十六条　空港・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾及び航路の保全に関する事務（促進区域内海域の保全に関するものに限る。）のうち、船舶の運用に関すること。

三～七　（略）

（港湾保安管理官）

第六十七条の三　（略）

２　港湾保安管理官は、命を受けて、第六十六条第二号から第七号までに掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（開発建設部の名称、位置及び管轄区域）

第九十二条　開発建設部の名称、位置及び管轄区域は、別表第一のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する開発建設部の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域をいう。以下同じ。）は、別表第二のとおりとする。

別表第一（第九十二条関係）　（略）

別表第二（第九十二条関係）

名称	
函館開発建設部	北海道松前沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	北海道檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

附　則

この省令は、令和七年七月三十日から施行する。

（空港・防災課の所掌事務）

第六十六条　空港・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（新設）

二～六　（略）

（港湾保安管理官）

第六十七条の三　（略）

２　港湾保安管理官は、命を受けて、第六十六条第二号から第六号までに掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（開発建設部の名称、位置及び管轄区域）

第九十二条　開発建設部の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

別表（第九十二条関係）　（略）

（新設）

法規的告示

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハ㈡及び平成十六年消防庁告示第九号（消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二の規定に基づき、蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）及び昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

令和七年七月三十日

消防庁長官　大沢　博

第一条　蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　趣旨 この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハ㈡に規定する蓄電池設備の構造及び性能の基準を定めるものとする。	第一　［同上］ この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハ㈠に規定する蓄電池設備の構造及び性能の基準を定めるものとする。
第二　構造及び性能 ［一　略］	第二　［同上］ ［一　同上］